

横浜市レジオネラ症を防止するための 技術的管理指針 が改正されました

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正され、令和4年4月1日から施行されます。改正内容に沿って適切に設備を管理していただくようお願いします。主な改正のポイントは次のとおりです。

POINT 1 対象に住宅宿泊事業を行う施設を追加

対象施設に住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設が追加されました。指針に従い手引書に基づいた年間管理計画を作成し管理を行ってください。

POINT 2 浴槽の水位計配管の週1回の消毒を追加

循環式の浴槽に付属する水位計配管について、週に1回の消毒を行い、内部のぬめり等を除去してください。

POINT 3 浴槽水の消毒濃度の引き上げと薬剤の追加

循環式浴槽の浴槽水の消毒について、遊離残留塩素濃度は常時0.2mg/L以上から常時0.4mg/L以上を保つことに引き上げられました。また、モノクロラミンによる消毒が追加され、モノクロラミンによる消毒を行う場合には3mg/L以上を保つこととされました。

POINT 4 シャワーヘッド・給湯栓の週1回の通水等を追加

シャワーヘッド・給湯栓内の湯水は週に1回は通水して内部の水を排水してください。また、6か月に1回の点検、年に1回程度の分解清掃、消毒を行ってください。

POINT 5 中央循環式給湯設備の湯の滞留防止対策を追加

中央循環式給湯設備の貯湯槽や配管等に湯水が滞留しやすい場所が無いか定期的に点検し、滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行ってください。また、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁が適切に作動しているか定期的に確認してください。

POINT 6 冷却塔から菌が検出された場合の対策を変更

冷却塔からレジオネラ属菌が検出された場合の対応について、検出された菌数が100CFU/100mL以上の場合は直ちに次亜塩素酸塩またはその他有効な殺菌剤を用いて冷却水及び冷却水管を殺菌し、冷却水を換水してください。清掃、薬剤投入等の措置後、迅速法(PCR法又はLAMP法)又は培養法によって再度水質検査を実施し、陰性又は不検出(10CFU/100mL未満)であることを確認してください。検査結果が陽性又は検出である場合は、上記の措置を再度実施してください。

お問合せ先

お問合せは施設の所在する区の福祉保健センターへお願いします。

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	金沢区	045-788-7873
神奈川区	045-411-7143	港北区	045-540-2373
西区	045-320-8444	緑区	045-930-2368
中区	045-224-8339	青葉区	045-978-2465
南区	045-341-1192	都筑区	045-948-2358
港南区	045-847-8445	戸塚区	045-866-8476
保土ヶ谷区	045-334-6363	栄区	045-894-6967
旭区	045-954-6168	泉区	045-800-2452
磯子区	045-750-2452	瀬谷区	045-367-5752

令和5年4月発行

作成者 横浜市医療局生活衛生課(横浜市中区本町6-50-10) 電話番号 045-671-2456 FAX 045-641-6074

E-mail:ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp

HP:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/eiseiho/building.html#legikenchikueisei>

※個別のお問合せはお問合せ先に記載の連絡先をお願いします。

